

大井川流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「大井川流域委員会」（以下「流域委員会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、大井川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者が河川に関する意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

(組織等)

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙のとおりとする。

- 委員の任期は平成22年8月18日までとし、再任は妨げない。
- 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
なお、臨時委員の任期は、委員の任期に準じて平成22年8月18日までとする。
- 流域委員会は、必要に応じて専門的な知識を有するものを招請し、意見等を聴くことができる。

(情報公開)

第4条 流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

- 委員長は流域委員会の議事を進行する。
- 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所が行う。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて委員会が定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成20年9月30日から施行する。

第1回規約変更 平成21年 月 日(第3条4追加)